

じんけん通信

令和元年(2019年)11月(第139号)

今月号のじんけん通信は、令和元年9月28日(土)に、近江八幡市で開催した「じんけんフェスタしが2019」について特集します!

すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を目指し、県ではさまざまな啓発活動を実施しています。その一環として、毎年9月の「同和問題啓発強調月間」にあわせて総合的な人権啓発イベント「じんけんフェスタしが」を開催しています。

今年は「いろんな笑顔が集うまち～多様性を認め合う共生社会～」をスローガンに掲げ、八代英輝さんに「みんなが過ごしやすいまちをつくるために、それぞれの立場で何ができるのか」について、お話をさせていただきました。

また、近江八幡吹奏楽団による「お子さんといっしょおんがく会」や、パラスポーツ体験コーナーなど、楽しい催しを盛りだくさんで実施しました。約800名の来場があり、人権の大切さについて感じ、考えていただくことができました。



いっしょに笑顔が集うまち
～多様性を認め合う共生社会～
じんけんフェスタしが2019

入場無料 日時 9/28(土) 10:00～16:00 会場 近江八幡市文化会館
近江八幡市出陣366

大ホール 14:00～16:00
八代英輝さん
じんけんトーク

多岐な分野で活躍する八代英輝さんに「みんなが過ごしやすいまちをつくるために、それぞれの立場で何ができるのか」等、活発な議論や今後の発展などを促して対話し、学びます。参加費は無料です。

大ホール 16:00～12:00
近江八幡市全権奉業 映画「スートピア」上映

近江八幡市全権奉業は、近江八幡市に「スートピア」を上映し、多岐な分野で活躍する八代英輝さんに「みんなが過ごしやすいまちをつくるために、それぞれの立場で何ができるのか」等、活発な議論や今後の発展などを促して対話し、学びます。参加費は無料です。

大ホール 11:00～13:00
お子さんと
いっしょ
おんがく会

音楽：近江八幡吹奏楽団
会場：近江八幡市文化会館

大ホール 11:00～13:00
パラスポーツ体験コーナー

会場：近江八幡市文化会館

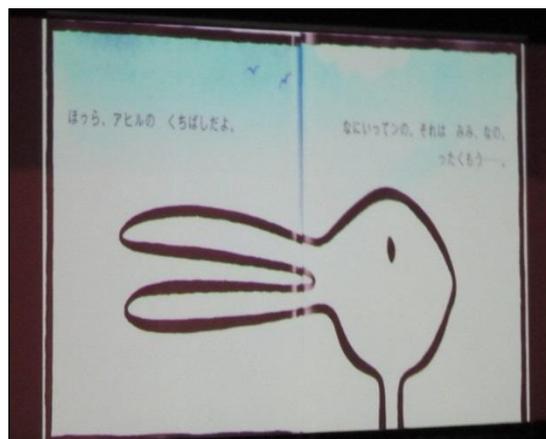
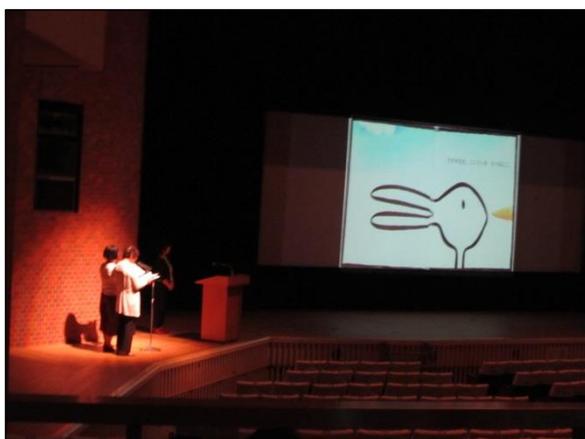
特集 じんけんフェスタしが 2019

いろんな笑顔が集うまち～多様性を認め合う共生社会～

大ホール

○朗読劇「アヒルだってば ウサギでしょ」

(近江八幡市人権尊重のまちづくり推進協議会 女性活動部会)



絵を見て「アヒルだ」と言う人と、「ウサギだ」と言う人の双方がいて、最初はお互いの主張が対立していましたが、最後にはお互いの立場に立って考え、価値観を認め合うという内容のお話でした。人それぞれ、考え方や価値観は異なりますが、一人ひとりのちがいを知り、受け入れることが大切なのではないのでしょうか。みなさんには写真の絵が何に見えますか？

○「お子さんといっしょ おんがく会」(近江八幡吹奏楽団)

近江八幡市を拠点に 55 名で活動されている近江八幡吹奏楽団による「お子さんといっしょ おんがく会」では、「パプリカ」や「手のひらを太陽に」など、みんながよく知っている曲をたくさん演奏していただきました。

また、楽器を紹介するコーナーもありました。それぞれ音も形も異なる楽器の音色が重なることで、素敵なハーモニーを奏でる様子は、まさに「多様性を認め合う共生社会」を表していると感じました。

素晴らしい演奏に、会場は熱気に包まれました。



○「八代英輝さんじんけんトーク」

八代英輝さん（元裁判官、国際弁護士）

じんけんトークでは、まず、八代さんが考える人権とはどういうものかについて、アメリカで生活したご自身の経験などをふまえてお話いただき、その後、さまざまな人権課題を取り上げていただきました。



- ・ 改正入管法（出入国及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律）の話題に触れ、外国人労働者を一時的な労働者として扱うのではなく、共に地域で暮らす生活者であることを意識してほしい、という多文化共生の社会づくりに向けた視点。
- ・ 今年4月に施行した「[滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例](#)」に関するお話の中でご自身の体験に触れ、障害者とそうでない自分という心の距離をつくらないようにしていくことの大切さ。
- ・ インターネット利用の低年齢化を踏まえ、その利用にあたっては世界中につながっていることを常に意識し、実社会でダメなことはネットでもダメということ子どもも含めて教えていくことの重要性。

上記のようにさまざまな切り口からお話をしていただき、参加者のみなさんに、さまざまな角度から「多様性を認め合う共生社会」を実現するために重要なことや、日常生活において自分にできることは何かを考えていただきました。

この講演会をとおして、お互いに人権を尊重しあうことの大切さを知り、さまざまな人権に関して認識を深めることができたのではないのでしょうか。

練習室

○パラスポーツやってみよう！

パラスポーツの体験コーナーでは、ジャックボールといわれる白いボールに、自分の持っているボールを投げ、白いボールにいかにか近づくかを競う『ボッチャ』や、ポイントゾーンの中心に向けて、底面に車輪のついたジェットローラーと呼ばれるものを転がして点数を競う、室内でカーリングができるよう考案された『カローリング』を行いました。



体験した方からは、「どちらも楽しかった。カローリングは特に力加減がうまくいかず、思った以上に滑って難しかった」「またやりたい」との声が聞けました。



筆者も実際にやってみたところ、ポッチャは投げているうちにコツがつかめてきてボールを中心に寄せることができましたが、カローリングは、ジェットローラーが思わぬ方向に滑ってポイントゾーンから外れてしまい難しかったです、どちらもとても楽しかったです。

○ジンケンダーのミニかるた&パズルつくってみよう！

ジンケンダーのミニかるたやパズル作りのコーナーでは、たくさん子どもたちが一生懸命に色を塗ったり、かるたの読み札を作ったりしていました。

かるたやパズルを通してみんなそれぞれちがうところはあるけれど、自分も大切、お友達も大切ということを楽しく学んでもらいました。



練習室でのこれらの体験は参加者のみなさんにとって貴重な学びの場となったのではないのでしょうか。

小ホール

○関係機関・団体による啓発展示コーナー

滋賀県人権施策推進課のブースでは、さまざまな人権啓発冊子を配布したほか、ジンケンダーのまちがいさがしやパズル、ぬり絵などを楽しんでもらいました。

また、「ぼかぼかことば（言われるとうれしくて心があたたかくなる言葉）」を書いてもらうコーナーも設置



し、大人も子どももお互いの人権を大切にすることを楽しく学んでいただきました。

公益財団法人滋賀県人権センターのブースでは、ヘイトスピーチに関するパネルや、見方を変えると違うものに見える絵などが展示されていました。それらを通じて、人権に関する理解を深めたり、さまざまな角度から物事を見ることの重要性について学んでいただきました。



その他の関係機関・団体のブースでも、それぞれの啓発パネルを展示したり、リーフレットを配布したりして、来場者にさまざまな人権課題に触れ、学んでいただきました。



会場近隣の幼稚園やこども園に通う子どもたちが色を塗ったジンケンダーのぬり絵も展示されていました。

一人ひとり使う色やぬり方に違いがあり、個性豊かなジンケンダーが楽しそうに並んでいました。



小ホール前ホワイエ

○人権啓発パネル展

世界人権宣言のパネルのほか、人権啓発冊子「こころやわらかく」の拡大版パネルや、「性の多様性」をテーマとしたパネルなどを展示し、日常生活の中で人権について考えていただくきっかけを提供しました。



また、滋賀県人権啓発ネットワーク協議会のブースでは、人権擁護委員の皆さんによるバルーンアートやバッジのプレゼントがあり、たくさんのお花や人気キャラクターが配られました。



近江八幡市役所前駐車場

○飲食ブース

飲食ブースでは、「パステウ」（ブラジルの揚げ餃子）や、「チヂミ」（朝鮮のお好み焼き）などのおいしい食べ物がたくさんあり、大盛況でした。



<じんけんフェスタしが2019を振り返って>

今年のじんけんフェスタは「いろんな笑顔が集うまち～多様性を認め合う共生社会～」をテーマに開催しました。

私たちは、みんなそれぞれちがいがあり、年齢や性別、国籍から、性格や考え方、価値観、得意なことや苦手なことまで、似ているところはあるとしても、まったく同じ人は一人もいません。だからこそ、一人ひとりの個性を認め合って、つながりあうことがとても大切なのです。

時には人と考え方や価値観がぶつかることもあるかもしれませんが、自分にはない考え方や価値観があることを知り、認めようとするのが、ひいてはすべての人の人権が尊重される社会の実現につながるのではないのでしょうか。また、ちがいがある人と出会い、そのちがいを知ることが、自分自身の成長にもつながるのではないのでしょうか。

今回のじんけんフェスタが多くの人にとって、新しいことを知り、そして自分自身を振り返るきっかけになったことと思います。

人権は私たち一人ひとりにとても身近で大切なものです。県では、じんけんフェスタのほかにもジンケンダーが登場するテレビCMやポスター、人権啓発冊子を作成するなど、さまざまな人権啓発を行っています。ぜひ、チェックしてみてください。



人権カレンダー 11月

- **児童虐待防止推進月間**

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たない状況です。児童虐待は社会全体で解決すべき深刻な問題です。月間中は児童虐待問題に関する社会的関心の喚起を図るため、厚生労働省が地方公共団体や民間団体などと連携して、集中的に広報・啓発などを行います。

- **子供・若者育成支援強調月間**

月間中はさまざまな行事や広報活動などが行われます。この機会に、子供・若者育成支援について、一人一人が自らの問題として、家庭や学校はもちろん職場や地域社会などでも考えてみませんか。

- **過労死等防止啓発月間**

過労死等を防止することの重要性について国民に自覚を促し、関心と理解を深めます。全国48会場で「シンポジウム」を行うほか、無料の電話相談を行います。

- **1日 滋賀教育の日**

県民がこぞって滋賀の教育について考える機運を高め、社会全体で子どもの育ちを支える環境づくりを促進することを目的に、平成18年（2006年）に制定されました。県民をはじめとして、地域、企業、学校など、教育に関係する機関・団体それぞれが主体的に取り組み、互いに連携・協力して「滋賀教育の日」の趣旨の普及・啓発を図ります。

- **4日～17日 福祉人材確保重点実施期間**

広く福祉・介護サービスについての理解を深めるとともに、福祉人材の確保・定着を図る観点から、介護の日（11月11日）を中心として定められています。期間中は、全国各地で関係団体などによる、さまざまな行事が開催されます。

- **11日 介護の日**

介護についての理解と認識を深め、介護従事者、介護サービス利用者およびその家族などを支援するとともに、地域社会における支え合いや交流を促進するため定められました。この日には、全国各地で関係団体などによるさまざまな行事が開催されます。

- **10日～23日 家族の週間 / 17日 家族の日**

子供と子育てを応援する社会の実現のためには、バランスの取れた総合的な子育て支援を推進するとともに、生命を次代に伝え育んでいくことや、子育てを支える家族と地域の大切さを国民一人ひとりが理解することが必要です。この機会に、家族や地域の大切さについてみんなで考えてみませんか。

- **12日～25日 女性に対する暴力をなくす運動**

夫やパートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対するあらゆる暴力の根絶を目的としています。

- **12日～18日 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間**

全国の法務局・地方法務局では、専用相談電話「女性の人権ホットライン（0570-070-810 [ゼロナナゼロのハートライン]）」を設置して、女性をめぐるさまざまな人権問題についての相談に応じています。週間中は、平日の電話相談受付時間を延長し、土・日曜日も電話相談に応じます。事前の手続きは不要です。相談は無料で、秘密は厳守します。

- **20日 世界の子どもの日**

昭和29年（1954年）、国連総会は全ての加盟国に対し「世界の子どもの日」を制定して、子どもたちの世界的な友愛と相互理解の日に、また世界の子どもたちの福祉を増進させる活動の日に当てるよう勧告しました。一般的には「子どもの権利宣言」「子どもの権利条約」が採択された11月20日に制定されていますが、日本は5月5日のこどもの日を日本版「世界の子どもの日」としています。

- **25日～12月1日 犯罪被害者週間**

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害に加え、社会の無理解・無関心などから配慮に欠けた対応をされるなど、二次的な被害にも苦しめられています。このような犯罪被害者等の置かれた状況について国民が理解を深め、犯罪等による被害について考える機会として定められました。期間中、全国各地で広報啓発行事を行い、犯罪被害者等への理解・配慮・協力を呼びかけます。

ジンケンダーのちょっと一言

楽しいコーナーいっぱいでもとてもワクワクしたのだー！！
県内では、他にもさまざまな[人権に関する講座やイベント](#)が開催されているので、ぜひ参加してみるのだー！
自分や周りの人みんなが笑顔になるために、これからも人権を大切にしてほしいのだー！！

